

公益財団法人木曾三川水源地域対策基金
上下流交流事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人木曾三川水源地域対策基金業務方法書（以下「業務方法書」という。）第13条の規定による交流活動の推進について必要な事項を定めることを目的とする。

(交流活動の推進に係る措置)

第2条 公益財団法人木曾三川水源地域対策基金（以下「基金」という。）は、次表の左欄に掲げる団体が、別表第1に掲げるダム及び堰の水源地域等に関連し、次表の右欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を実施する場合、当該団体に対し、助成金を交付する。

団体	対象事業
岐阜県、愛知県、三重県及び長野県の管内の市町村のうち名古屋市を除く市町村（以下、「管内市町村」という。）	上下流の交流を促進する事業
	上下流の交流を促進する事業に対する負担金又は補助金の交付
岐阜県、愛知県、三重県及び長野県の管内の営利を目的としない団体（以下、「管内非営利団体」という。）	上下流の交流を促進する事業

(助成金の対象経費及び助成金の額)

第3条 前条の規定により交付する助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び助成金の額は、対象事業を実施する団体の種別等に従い、次表のとおりとする。

団体の種別	対象事業	対象経費	助成金の額
管内市町村	上下流の交流を促進する事業	事業実施に要する経費（別表第2に掲げるものに限る。）から、国、県及びその他が負担する額を除いた額	左欄の対象経費又は100万円のうち、いずれか少ない額を限度として、理事会が認める額
	上下流の交流を促進する事業に対する負担金又は補助金の交付	当該負担金又は補助金の額	左欄の対象経費又は50万円のうち、いずれか少ない額を限度として、理事会が認める額
管内非営利団体のうち、法人格を有する団体	上下流の交流を促進する事業	事業実施に要する経費（別表第2に掲げるものに限る。）から、国、県及びその他が負担する額を除いた額	左欄の対象経費又は100万円のうち、いずれか少ない額を限度として、理事会が認める額
管内非営利団体のうち、法人格を有しない団体			左欄の対象経費又は50万円のうち、いずれか少ない額を限度として、理事会が認める額

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体の長又は代表者（以下「申請団体の長等」という。）は、基金（以下「理事長」という。）に交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定による助成金の交付の申請があった場合は、基金の理事会においてその内容を審査し、理事会の議決を経て助成金の交付を決定する。

2 理事長は、助成金の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付決定通知書（様式第2号）により申請団体の長等に通知するものとする。

3 助成金の交付の決定を受けた団体の長又は代表者（以下「交付決定団体の長等」という。）は、別表第3に掲げるものを作成しようとするときは、基金の助成金を受けて実施する事業であることを明記すること。

(事業計画の変更)

第6条 交付決定団体の長等は、交付の決定を受けた事業の内容を変更（事業費総額の20%以上の減少に限る。）しようとするときは、事業変更承認申請書（様式第3号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更交付決定)

第7条 理事長は、前条の規定による変更の承認をした場合で、交付決定の内容を変更するときは、変更交付決定通知書（様式第4号）により交付決定団体の長等に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第8条 交付決定団体の長等は、事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）に関係書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定団体の長等は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 理事長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、事業の成果が助成金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第7号）により交付決定団体の長等に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 交付決定団体の長等は、前条の規定による通知を受けた後、助成金交付請求書（様式第8号）により助成金の交付を請求することができる。

(完了報告)

第12条 交付決定団体の長等は、助成金の交付があった日から起算して30日を経過した日までに、事業完了報告書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。

(書類の保存)

第13条 助成金の交付を受けた団体は、当該事業の施行に関する書類を整備し、かつ、これを事業の完了後5年間保存しなければならない。

(助成金の返還等)

第14条 理事長は、交付決定団体の長等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付の決定を取り消し又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要領に違反したとき
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき
- (3) 偽りその他不正の行為があったとき

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人木曾三川水源地域対策基金の設立の登記の日（平成26年1月7日）から施行する。
- 2 財団法人木曾三川水源地域対策基金上下流交流事業実施要領（平成23年6月30日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規定は、平成27年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、平成27年5月26日から施行し、平成28年度予算から適用する。

附 則

- 1 この規定は、平成30年5月29日から施行し、平成31年度予算から適用する。

別表第1（第2条関係）

阿木川ダム、徳山ダム、長良川河口堰、味噌川ダム、新丸山ダム

別表第2（第3条関係）

賃金（臨時雇用職員の賃金）、報償費（謝金）、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費、保険料、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、その他基金が必要と認める経費

別表第3（第5条関係）

案内文書、ポスター、チラシ、パンフレット、報告書等の印刷物、ホームページ、その他の広報物